

特殊詐欺、ひとごとじゃない！キャンペーン【第2弾】

実施主体 長野県消費者被害防止対策推進会議

実施期間 平成 28 年 2 月 16 日～平成 28 年 12 月 31 日

各構成団体が、主体的に被害防止対策の取組を展開

平成 28 年度の長野県の取組

消費者被害防止対策推進事業

- ・長野県消費者被害防止対策推進会議の開催
- ・啓発用ポスター、リーフレット、グッズの作成・配布

消費者向け被害防止啓発事業

- ・被害防止啓発テレビCMの放送・シネアド上映
- ・県内プロサッカーチームと連携した啓発事業の実施

高齢者見守り事業

- ・消費者被害防止高齢者見守りネットワークの構築

消費者教育推進事業

- ・学校への消費者教育推進講師の派遣

消費生活サポーター設置事業

- ・各地域・職場における消費者教育の担い手となる消費生活サポーターの募集、養成

働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト

- ・働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座
- ・特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度

働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの実施について

長野県くらし安全・消費生活課

1 プロジェクトの趣旨・概要

平成27年5月から年末まで、県警と連携し、特殊詐欺への危機意識と当事者意識の醸成などを目的とする「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを行った。

平成28年は、さらに被害防止対策を強化するため、2月から年末まで「長野県消費者被害防止対策推進会議」を実施主体として、「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを引き続き行っている。

この一環として、働き盛り世代に対する「自分の親を特殊詐欺から守る」という意識の醸成、県民が一致団結して特殊詐欺に立ち向かう気運の醸成をねらいとする「働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト」を4月から実施している。

働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座

子から親への電話訓練



【講座対象者】
主として県内に居住する60歳以上の親
(祖父母、おじ・おば等を含む) がいる者
・性別、年齢、居住地不問
・大学生・高校生も参加可能

講座参加者へ、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺の現状や手口を説明した後、**会場内で参加者の携帯電話を使って自分の親等へ電話をかけてもらい、次の内容の電話訓練を行う**

- 特殊詐欺の現状と手口の説明
 - 合言葉など親子でできる被害防止対策の確認
 - オレオレ詐欺などの手口の再現と対応訓練
 - 「携帯電話を落として番号が変わった。」という嘘に対する確認訓練
- ※ 講座の進行イメージは別紙のとおり

特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度

●概要

特殊詐欺被害防止活動に協力する企業や団体を「特殊詐欺被害防止協力企業・団体」(愛称「特殊詐欺撲滅協力隊」)として長野県が認証を行う。

●認証の対象となる企業・団体

長野県内で活動する企業、団体、法人等を幅広く認証対象とする。

- 官公庁、個人事業所、商店等も対象(部署単位でも対象)
- 防犯ボランティア団体や消費者団体などの地域の集まりも対象

●認証基準(平成28年4月以降の活動を認証対象とする)

- 訓練型講座への企業・団体単位での参加
- 特殊詐欺被害の水際阻止(警察と連携して認証)
- 特殊詐欺被害防止活動の実施
(例：企業の広告物による注意喚起、高齢者への広報啓発活動の実施など)

●認証のメリット

- 認証登録証、ステッカーの交付
- 企業・団体等の名称や活動内容の県民への周知



2 講座開催・認証状況(7月15日現在)

訓練型講座 開催状況	6回開催(受講者計340名)	企業・団体 認証状況	484事業所・団体
---------------	----------------	---------------	-----------

※ 認証企業・団体については別紙2のとおり。

働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座進行イメージ

STEP 1～県職員による講義

【想定時間：30分間】

【内容】

- 特殊詐欺の被害状況、発生傾向の説明
- 実例に基づく手口の説明
- 被害防止対策の説明
- 電話訓練の手順、方法の説明

県職員



もシカっち

オレオレ詐欺

- ・携帯電話落とした！
- ・今すぐに現金が必要！

STEP 2～親等への電話訓練の実施

【想定時間：30分～1時間】

①親等への電話訓練の説明

講座参加者



これから特殊詐欺の
電話訓練を始める

自宅にいる親など



分かった。

②「オレオレ詐欺」などの手口の説明



息子や孫をかたるのが「オレオレ詐欺」
「オレ」じゃなくて、名前を名乗ることも
あるから注意して。
「携帯電話を落として番号変わった」
はよくある手口だよ。



そうだね。
落ちついてよく確認することが
大切だね。

③「オレオレ詐欺」の再現と対応訓練～「携帯電話の番号がかわった」との嘘への対応訓練～



これから詐欺の手口を再現するから、
どうすればいいか考えて行動して。
もしも、オレだけど、携帯電話落と
しちゃって、新しい携帯を買ったから、
これからは「090-xxxx-△△△△」
(県の公用携帯電話番号)にかけて。



「番号が変わった」って時はどう
すれば良いんだっけ。
さっき教わったよね・・・。

パターン①親等から参加者の携帯電話に確認電話がかかってきた場合



「番号変わった」って電話
あったけど、本当かい？



正しい対応だよ。
もし本当にかかってきてもこんな風
にすぐに確認してね。

パターン② 親等が二セの番号（県公用携帯電話）にかけてきた場合～県職員が対応しま



息子が「番号かわった」って電話し
てきたんだけど・・・。



くらし安全・消費生活課です。
お母さん、必ず元の番号に確認して
ください。オレオレ詐欺の手口です。
息子さんにかけ直してください。

※この他、親等から確認の電話がない場合は、参加者からかけ直していただきます。

④被害防止対策の説明、確認



これからは合言葉として「〇〇」って
必ず言うことにするよ。
言わなかったら「オレオレ」かもしれ
ないからすぐに電話を切て。



私も電話でお金を要求されたら、払
う前に必ず確認する習慣をつけるよ。
みんなで気を付けよう。

特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証一覧表

番号	企業・団体名	住所	認証日
1	長野中央自動車学校	長野市大字北堀651	4月20日
2	長野県総務部職員キャリア開発センター	長野市大字南長野字幅下692の2	4月20日
3	丸子有線放送農業協同組合	上田市上丸子325	4月26日
4	長水防犯協会連合会	長野市三輪1-6-15 長野中央警察署 生活安全課内	5月9日
5	長野中央ホワイトエンジェルス隊	長野市三輪1-6-15 長野中央警察署 生活安全課内	5月9日
6	八十二銀行上田支店	上田市中央2-2-12	5月18日
7	八十二銀行上田東支店	上田市常田3-300-1	5月18日
8	八十二銀行三好町支店	上田市御所227-2	5月18日
9	八十二銀行塩田支店	上田市本郷590-1	5月18日
10	八十二銀行花園出張所	上田市中央西2-11-5	5月18日
11	八十二銀行川西支店	上田市小泉769-3	5月18日
12	八十二銀行神科支店	上田市古里46-15	5月18日
13	八十二銀行真田支店	上田市真田町本原745-3	5月18日
14	八十二銀行田中支店	東御市田中98-7	5月18日
15	依田窪防犯協会連合会	上田市上丸子224-3	5月24日
16	北熊井郵便局	塩尻市大字片丘7871番地4	6月9日
17	塩尻・朝日防犯協会連合会防犯女性部	塩尻市大字宗賀73番地305	6月9日
18	長野県塩尻志学館高等学校	塩尻市大字広丘高出4番地4	6月9日
19	かっぱ寿司塩尻店	塩尻市大字広丘原新田575番地1	6月9日
20	株式会社千曲自動車学校	千曲市大字桜堂180番地	6月10日
21	小諸自動車教習所	小諸市大字森山85番地	6月10日
22	佐久川西自動車学校	佐久市甲1951番地2	6月10日
23	株式会社伊那自動車教習所	伊那市美蕎9623番地2	6月10日
24	ドリームモータースクール昭和	長野市川中島町原639番地	6月10日
25	ドリームモータースクール須坂	須坂市墨坂南2丁目16番1号	6月14日
26	信州松本つかま自動車学校	松本市筑摩4丁目6番1号	6月14日
27	天竜自動車学校	下伊那郡高森町吉田2283番地	6月14日
28	長野県遊技業協同組合	長野市大字中御所字岡田107番地5	6月15日
29	長野県遊技業防犯協力会	長野市大字中御所字岡田107番地5	6月15日
30	信州松本もとまち自動車学校	松本市元町3丁目3番10号	6月15日
31	茅野自動車学校	茅野市宮川5299番地	6月17日
32	株式会社公認大町自動車教習所	大町市平1193番地	6月22日
33	信州塩尻自動車学校	塩尻市大字広丘吉田352番地1	6月22日
34	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部長野分科会	松本市本庄2丁目11番143号	6月28日
35	一般社団法人長野県警備業協会東信地区会	小諸市大字柏木15番地6	7月1日
36	中高防犯協会連合会	中野市中央3丁目5番7号	7月1日
37～ 479	日本郵便株式会社信越支社及び県下441郵便局	長野市栗田801番地 日本郵政グループ長野ビル	7月7日
479	飯水岳北防犯協会	飯山市南町6番地1	7月13日
480	株式会社ゆうちょ銀行信越エリア本部	長野市栗田801	7月13日
481	株式会社ゆうちょ銀行長野支店	長野市県町1085番地4	7月13日
482	株式会社ゆうちょ銀行松本店	松本市中央2丁目7番5号	7月13日
483	株式会社ゆうちょ銀行飯田店	飯田市鈴加町1番地7	7月13日
484	株式会社オフィス・トモキ	上高井郡高山村高井4497-1	7月15日

特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証申請書

平成 年 月 日

長野県知事様

特殊詐欺被害を撲滅するための活動を行いますので、「特殊詐欺被害防止協力企業・団体」認証を申請します。
認証された場合は、実施要綱を遵守して活動を行います。

企業・団体 所在地	(〒 —)
企業・団体 名称	
代表者氏名 (役職等)	
担当者氏名 (役職等)	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
企業・団体の 活動内容 (設立目的)	
実施予定の活動 (実施要綱第11条第2項 第3号に規定する活動) ※該当する項目に○をし、 具体的内容を記載してくだ さい。	1 広報啓発物の掲示・設置及び来訪者・顧客等への注意喚起の呼びかけ 2 広告物等への注意喚起文等の掲載 3 その他被害防止に資する活動

特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証申請書

平成 年 月 日

長野県知事様

特殊詐欺被害を撲滅するための活動を行いますので、「特殊詐欺被害防止協力企業・団体」認証を申請します。
認証された場合は、実施要綱を遵守して活動を行います。

企業・団体所在地	(〒 —)
企業・団体名称	正式名称を省略せずに記載をお願いします。
代表者氏名 (役職等)	「店長」「代表」等の役職名がありましたら記載をお願いします。
担当者氏名 (役職等)	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
企業・団体の活動内容 (設立目的)	「食品販売」「建設業」「防犯ボランティア活動」「消費者に対する啓発活動」等、企業・団体として普段行っている業務・活動内容を記載してください。
実施予定の活動 (実施要綱第11条第2項第3号に規定する活動) ※該当する項目に○をし、 具体的内容を記載してください。	1 広報啓発物の掲示・設置及び来訪者・顧客等への注意喚起の呼びかけ 活動(記載)例 ○店内出入口にポスターを設置し、会計の際にお客様へ「特殊詐欺に気をつけて。」とお声かけをします。 ○来訪者カウンターにちらしを置き、「気を付けてください。」と注意喚起しながらお客様へお渡しします。 2 広告物等への注意喚起文等の掲載 活動(記載)例 ○会社のホームページに特殊詐欺への注意を呼びかける文言を掲載します。 ○顧客用のパンフレットに注意喚起の記事を掲載します。 3 その他被害防止に資する活動 活動(記載)例 ○特殊詐欺被害防止のため、地区の集まりなどで、手口を分かりやすく伝える寸劇をメンバーで行います。 ○年金支給日の街頭啓発に継続的に参加します。